

商団連では、皆さまの事業運営の際にお役に立てる情報提供を実施しています。

厚生労働省労働基準局労働条件政策課（全国中小企業団体中央会経由）から 令和6年度働き方改革推進支援助成金のお知らせ

皆様もご存じのように4月1日より「働き方の制度」がさまざまな点で変更となっています。

■厚生労働省ホームページ（ご参考）

こちらが働き方改革推進支援助金のホームページになります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html

令和6年度働き方改革推進支援助成金について

厚生労働省では、働き方改革推進支援助成金について、令和6年4月1日（月）から交付申請の受付を開始しています。

▼ 交付申請の期間、事業実施期間、支給申請期限について

交付申請期間：令和6年4月1日（月）～令和6年11月29日（金）

事業実施期間：令和7年1月31日（金）まで（団体推進コースは2月14日（金）まで）

支給申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日又は令和7年2月7日（金）（団体推進コースは令和7年2月28日（金））のいずれか早い日

★アクセス先はこちらになります ↓↓↓↓

▼ 働き方改革推進支援助成金リーフレット

働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/001238768.pdf>

働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース・運送業）のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/001238571.pdf>

働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース・建設業）のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/001238569.pdf>

働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース・病院等）のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/001238572.pdf>

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/001238836.pdf>

働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001239012.pdf>

※ご参考

労働時間短縮・年休促進支援コースのチラシ

令和6年度「働き方改革推進支援助成金」
労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組み中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別みる助成金の活用事例

<p>企業の課題</p> <p>新たに機械・設備を導入して、生産性を向上させたい！</p>	<p>始業・終業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが多い！</p>	<p>業務上の無駄な作業を見直したいが、何をすればいいかわからない！</p>
<p>助成金による取組</p> <p>労働効率を向上させるために設備・機器などを導入</p>	<p>労務管理用機器や、ソフトウェアを導入</p>	<p>外部の専門家によるコンサルティングを実施</p>
<p>改善の結果</p> <p>新たな機械・設備を導入して使用するようになったところ。実際に労働効率が増え、残業当たりの</p>	<p>記録方法を台帳からICカードに切り替えたことで、始業・終業時刻を正確に管理できるようになり、生産性の向上につ</p>	<p>専門家のアドバイスで業務内容を抜本的に見直すことができ、効率的な業務体制などの構</p>

お問い合わせ先（働き方改革推進支援助成金）

リーフレットに記載のとおり「都道府県労働局雇用環境・均等部または雇用環境・均等室」となりますのでご注意ください。

情報提供先：全国卸商業団地協同組合連合会（商団連）

住所：東京都港区赤坂5-1-3 1 第6セイコービル4階

TEL：03-6807-4335 FAX：03-6807-4336

e-Mail：info@shoudanren.jp

URL：https://www.shoudanren.jp

皆さまが加入の団地組合によって
私ども商団連は成り立っています。